

<住宅の応急修理制度に係る工事の施工業者の方へ>

住宅の修理を希望する申込者に対し、見積書の作成をお願いします。

別添の様式第3号により、修理見積書を作成してください。

様式の電子データ（エクセル）は、下記のホームページからダウンロードすることができます。見積書の作成例も電子データに入っています。

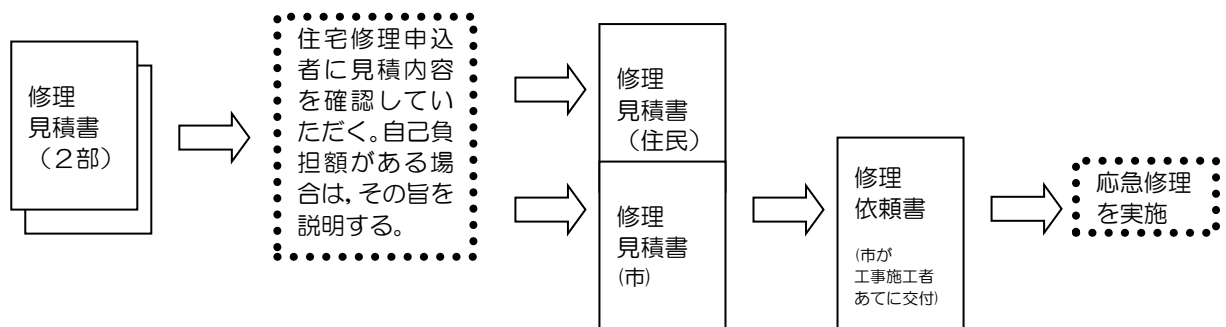
呉市ホームページ

《<https://www.city.kure.lg.jp/>》

修理見積書は、2部作成してください。申込者に見積り内容を説明し、見積書の下欄に内容確認の記名押印をいただいでください。

見積書は、1部を申込者に交付し、もう1部は市の担当課に提出してください。

市は、提出された修理見積書を審査し、工事を行う業者あてに修理依頼書を交付します。



応急修理の対象となる工事は次のとおりです。

- ①屋根・柱・床・外壁・基礎等
- ②ドア・窓等の外部に面する開口部
- ③上下水道・電気・ガス等の配管・配線
- ④便器・浴槽等の衛生設備

なお、修理を行う部位には、優先順位があります。①を最優先とし、④になるほど優先度が低くなります。(住宅の応急修理対象範囲を参照)

<注意点>

工事を完了したら、完了報告書を市に提出してください。完了報告書には、①工事着手前、②施工中、③工事完了時の写真添付が必要となります。工事写真の管理をよろしく願います。

申込者へ見積り内容説明の際、申込者の負担分がある場合、その旨を説明してください。応急修理制度対象分以外の代金については、直接申込者に請求してください。

応急修理制度に係る工事代金（584千円限度）の市への請求手続き方法については、修理依頼のありました市に確認してください。

問い合わせ先

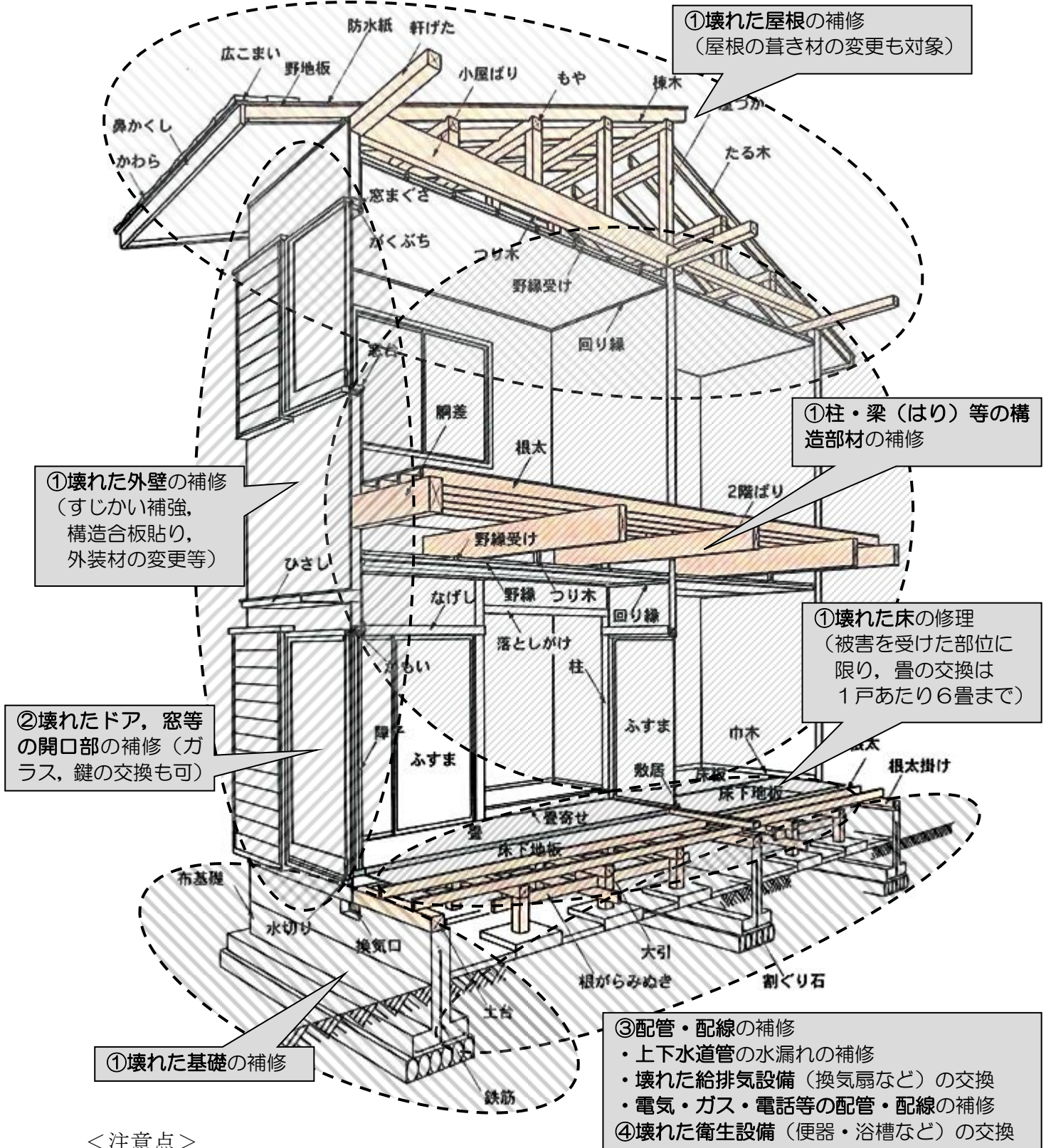
呉市建築指導課

電話：0823-25-5719

FAX：0823-24-6831

住宅の応急修理対象範囲

(平成30年7月豪雨により被災した部位に限ります)



<注意点>

- ・①～④は優先度を表します。
- ・内装は原則として、対象外です(例:間仕切り壁及び天井の仕上げ, ふすま, 障子など)。ただし、災害による被害が原因で壊れた壁の補修については、補修する壁に限り、壁紙などの内装は対象とします。畳は内装に該当しますが、壊れた床の補修と併せて行わざるを得ない場合に限り、1戸あたり6畳まで対象です。家電製品は、対象外です。